

## 食料安全保障の強化など基本法の改正等に関する特別決議

農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法の制定から25年が経過した。しかし、近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留、ウクライナ侵攻やイスラエルの内戦などによる世界経済の不安定化に加え、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰を招いている。そのことは、国民生活に大きな影響を与えており、国の責務である「食料安全保障政策」「エネルギー安全保障政策」などが脅かされている。

一方、この間の農業政策においては、大型貿易協定を次々と発効させ、農業への競争力導入と市場原理を強いる農業・農協改革を断行したことにより、大規模経営優先の政策推進、需給調整の不安定化、生産基盤の脆弱化などを招き、地域農業や農村社会への歪みが生じた。本来の基本法の理念では、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展などを目指しているが、そのための生産基盤の強化や多様な農業の担い手の育成などによる、食料安全保障の確立が求められている。

そのようなことから、今回の基本法改正では世界の情勢を鑑み、国内農業生産を基本とした施策の強化、具体的な国内自給率の向上対策、生産現場の負担とならない環境と調和のとれた食料システムの構築、国民合意や理解醸成での価格形成などに向けて、命の源である食料、その食料を生み出す農業、その農業を営む生産者の意見を十分に踏まえた内容となるよう法改正を求めることとする。

よって、我々組織は政府に対し、家族農業など多様な農業の担い手を守り育て、農地の維持や農村の振興を図り、将来にわたり持続可能な農業の発展を期す「真の農政改革」政策提言の実現を求めて運動展開していく。また、運動にあたっては、産業政策と地域政策の両立を目指し、経営安定政策としての直接支払制度の確立などを強く求め、ここに決議する。

2024（令和6）年 2月13日

北海道農民連盟 第51回定期総会